

大学の国際化と安全保障貿易管理

文部科学省 高等教育局 参事官（国際担当） 佐藤 邦明

2025（令和7）年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。年頭のご挨拶に際しまして、国境を越えた教育研究活動が活発化する中で安全保障貿易管理に関する文部科学省をはじめとした政府としての考え方や取組、大学に対する期待等を申し上げます。

1. はじめに ～グローバル化の進展に伴う大学の国際化と安全保障貿易管理～

私たちが生きる現代は、グローバル化やデジタル化の進展により、これまでになくボーダーレスな世の中になっています。一国では解決できない地球規模課題が山積する世界の情勢や、ボーダーレス化する社会経済の動向、我が国における食糧・エネルギー自給率の課題や少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う高度人材をはじめとした労働力不足等の現状を鑑みれば、高等教育においても、大学がゲートウェイとなり戦略的に留学生の受入れ・送り出しを行うなど、今後、というよりこの時点で既に、より本質的・実質的な大学の国際化が必要となっています。事実世界では、大学による国境を越えた共通の単位互換スキーム、ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー等の教育の質を伴った共同での学位授与などの人的交流の制度的枠組みが作られ、国際連携や協力、世界調和を進める動きが拡大してきま

した。さらには世界中をキャンパスとして学生が移動する大学が登場するなど、国際交流の形態は極めて多様になっています。同時にこのような動きに伴い、学生の世界的モビリティは年々量的拡大を続け、人材獲得競争が加速するとともに、研究面においても、研究領域の拡大・多様化とともに国際共同研究が増え、研究者コミュニティが拡大傾向にあります。

このような時代にあって、元来開放性ある学術を担う大学は世界との調和の中で多様性を包摂し、社会を先導していく必要があります。我が国の大学が各国と協働しながらグローバルな視野を持った人材を育成・輩出するとともに、国際頭脳循環の中心的な地位を担い、真理の探究により人類の持続的発展や世界の平和的発展に貢献していくためには、我が国の大学が「国際化」をより実質的なもの、普遍的なものとしていくことが不可欠です。政府としても、現下の国際動向を背景に、大学の国際化を様々な形で後押ししてきており、大学の現場においては、留学モビリティの拡大や諸外国の大学等との共同学位、共同研究の促進などが積極的に行われてきました。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、留学モビリティを停滞させることのみならず、国際的な教育研究活動の遅延や、外国人留学生の日本国内での就職率の減少、現地で学ぶ予定のプログラムのオンライン代替を余儀なくされるなど、学生や教職員、研究者の交流に大きな影響をもたらしま

した。

このようにコロナ禍で大きく停滞した国際人的交流を立て直し、更に拡大すべく、2023（令和5）年4月に開催された内閣総理大臣を議長とする教育未来創造会議において、「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資のあり方」をテーマに、コロナ後の新たな留学生の派遣・受入れ方策、留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備、教育の国際化の推進について議論し、今後取り組むべき具体的な方策等が、第二次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ〈J-MIRAI〉」としてとりまとめられました。その後、同年5月の教育大臣会合の中では「富山・金沢教育大臣会合宣言」がとりまとめられ、G7各国の学生の交流をコロナ前の水準に回復し、それ以上の拡大を図ることの重要性が共有されました。また、G7間での留学生交流を推進し民主主義等の普遍的価値観の礎をより強固することや、多様な価値観が交わることによるイノベーションの創出の契機となることの重要性について共通認識が図られました。

このように留学モビリティ推進のための大学等の国際化の必要性が高まる一方、様々な課題も表面化しています。特に、研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対応するため、安全保障貿易管理の徹底や研究インテグリティの確保は、避けては通れない重要な課題であり、必要な体制構築及び確実な実施は今まで以上に徹底することが必要となります。昨今は、米国及び欧州をはじめとする国々と中国との間での先端技術開発などの競争の激化に伴い、他国への技術流出などの懸念が高まるとともに、複雑化する国際情勢を背景に経済安全保障の重要性が叫ばれる中、留学モビリティや国際共同研究の基盤となる大学における安全保障に対する懸念も顕在化しており、各国でそれぞれ機微技術流出防止対策が進められています。日本政府としても、諸外国の動きに留意しつつ、連携して対策を推進してい

くことが必要となっており、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに所要の制度を創設しました。

文部科学省としては、大学本来の使命である教育・研究を進める現場の活動が萎縮することのないよう、大学の皆様と丁寧コミュニケーションを取りつつ、安全保障貿易管理のための体制整備の促進を図っているところです。

本稿では、以降、留学モビリティ及び大学の国際化の現状・取組と安全保障貿易管理に関する動向について、述べたいと思います。

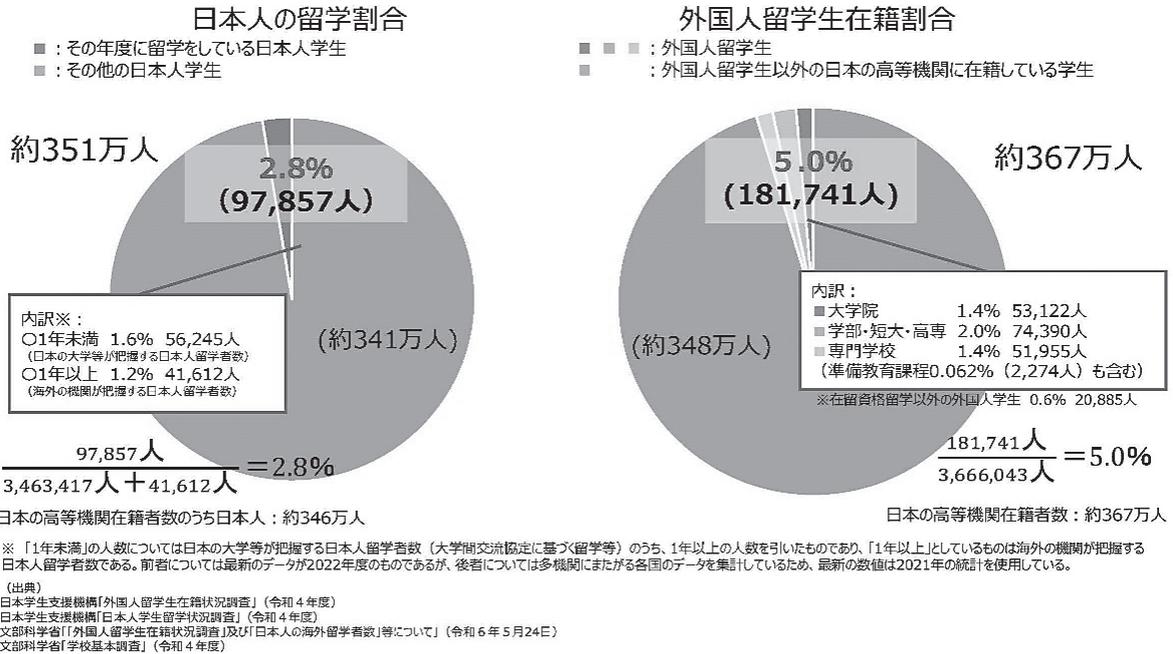
2. 留学生交流の現状と今後の施策の方向性

世界的に見て、国境を越えて移動する学生の数は年々増加を続け、2023（令和5）年には640万人に上り、今後も増加し続けると予想されます。その背景としては、各国政府や大学が戦略的に学生の移動を推進しており、留学の教育効果を求める個人的動機に基づく流動性だけではなく、プログラムや高等教育機関そのものの流動性が高まっていることも要因として挙げられます。

一方で、現在、我が国における留学モビリティについては、コロナ禍の影響もあり、日本の大学等に在籍している日本人に対して、単年度に高等教育機関に留学する日本人の割合は2.8%、外国人留学生の在籍割合は全体の5.0%と限定的です。日本人留学生の海外派遣の拡大及び外国人留学生の受入れ促進の双方を進めることで、教育研究の場における多様性や流動性を高めることが重要であると考えています。（資料1）

留学モビリティの現状

○日本の大学等（大学、大学院、短大、高専、専門学校）に在籍している日本人学生数に対して、単年度に高等教育機関に留学する日本人の数は**2.8%**。また、日本の大学等に在籍している者のうち、外国人留学生の割合は**5.0%**。



(資料1)

先述の教育未来創造会議では、2033年までに「日本人学生の海外留学者数50万人」「外国人留学生の受入数40万人」とする目標が掲げられ、その達成のため、学位取得を含め、日本人学生の中長期留学を中心に推進することや、大学院を中心に多様な地域から優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを行うこと、外国人留学生の卒業後の定着へ向けた支援を推進すること、高等教育の国際通用性・競争力向上の

ための大学の国際化を推進することが今後の方向性として示されています(資料2-1、2-2)。これを受け、文部科学省では、より質の高い留学へ挑戦するための経済的支援(海外留学支援制度等)の強化、官民協働による「トビタテ!留学JAPAN」の発展的推進の他、海外での広報活動の強化や多様で優秀な外国人留学生の受入れの推進、国内就職に資する取組への支援等を進めています。

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ <J-MIRAI>」(第二次提言) 概要

J-MIRAI : Japan-Mobility and Internationalisation: Re-engaging and Accelerating Initiative for future generations
教育未来創造会議 令和5年4月27日

I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方

- 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現するためには、人への投資を進めることが重要。
- 世界最先端の分野で活躍する高度人材から地域の成長・発展を支える人材まで厚みのある多様な人材を育成・確保し、多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより、我が国の更なる成長を促し、国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことが必要不可欠。
- 留学生交流について量を重視するこれまでの視点に加え、日本人学生の海外派遣の拡大や有望な留学生の受入れを進めるために、より質の向上を図る視点も重視。
- 今後、より強力に高等教育段階の人的交流を促進し、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進めるとともに、初等中等教育段階から多様性・包摂性に向けた教育を充実。
- 高度外国人材の受入れ制度について、世界に伍する水準への改革を進めるとともに、海外留学した日本人学生の就職の円滑化や日本での活躍を希望する外国人留学生の国内定着を促進。

II. 今後の方向性

1. 留学生の派遣・受入れ

(1) 日本人学生の派遣

- ・ 海外大学・大学院における日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上を図り、特に、大学院生の学位取得を推進。このため、高校段階から大学院までを通じて、短期から、中期、長期留学まで学位取得につながる段階的な取組を促進。

(2) 外国人留学生の受入れ

- ・ 高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進。その際、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために受入れ地域についてより多様化を図るとともに、大学院段階の受入れに加え、留学生比率の低い学部段階や高校段階における留学生の受入れを促進。

2. 留学生の卒業後の活躍のための環境整備

- ・ 留学生が将来のキャリアパスについて予見可能性をもって、入学前から安心して留学を決断できるようにするため、海外派遣後の日本人留学生の就職円滑化を推進するとともに、外国人留学生の卒業後の定着に向けた企業等での受入れや起業を推進。

3. 教育の国際化

- ・ 多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境や、高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現を通じて教育の国際化を推進。

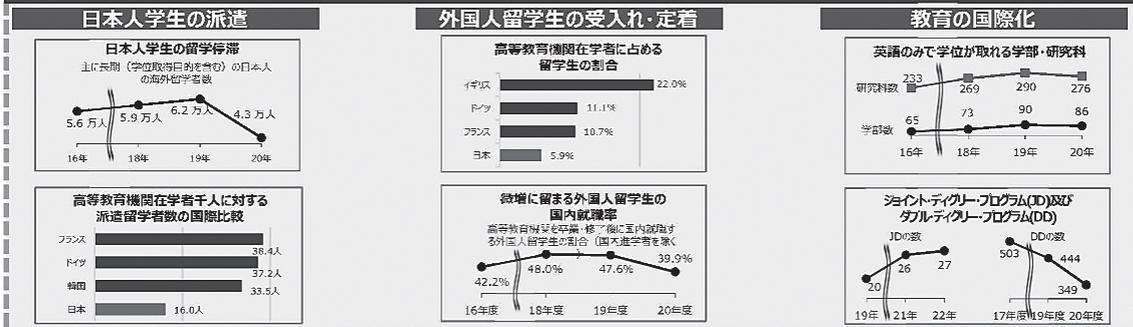
(資料 2-1)

6. 高等教育における国際交流に関する経緯

III. 2033年までの目標



現状



(資料 2-2)

3. 高等教育の国際化の現状

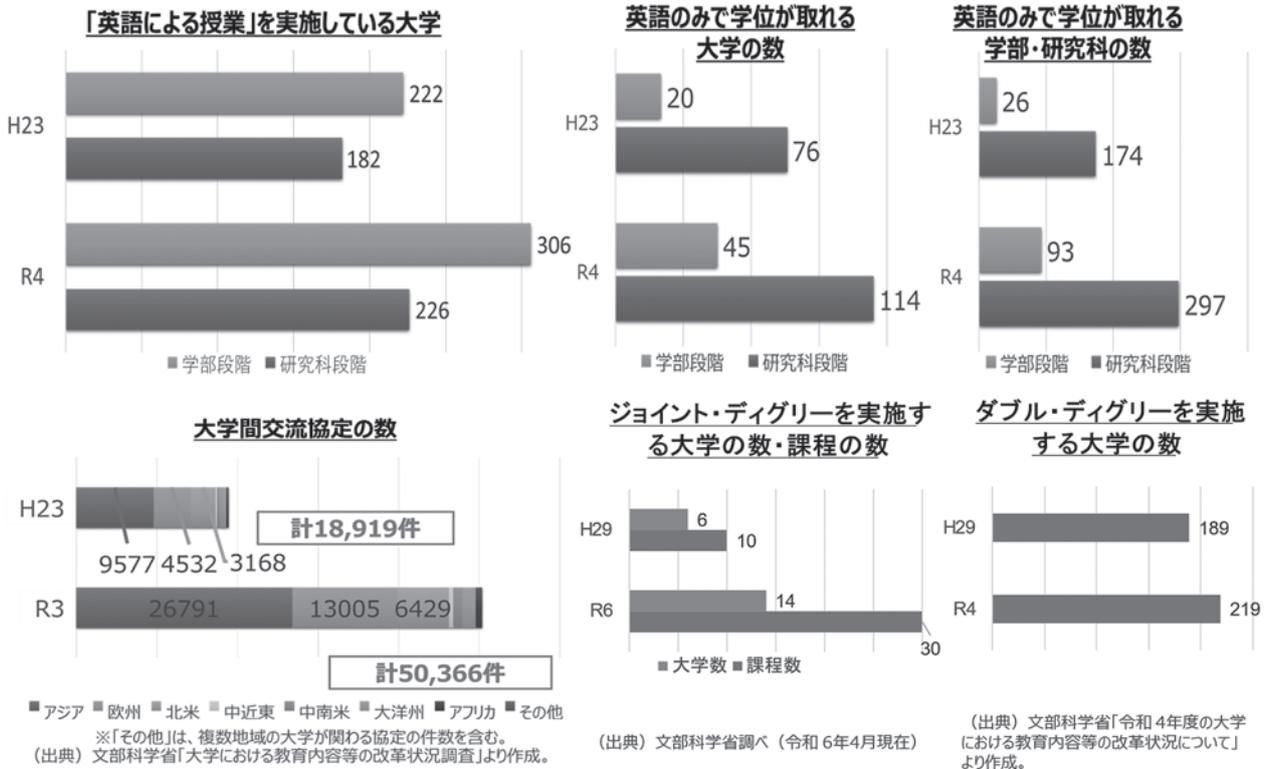
我が国の留学モビリティの拡大や大学の教育・研究力向上のため、その基盤となる大学の国際化は必要不可欠です。実際に、「英語による授業」を開講している大学や、我が国と外国の大学で教育課程を編成し連名で一つの学位記を授与する制度（国際連携教育課程制度）によるジョイント・ディグリー・プログラムを実施している大学など、教育の国際化を進める大学数は着実に増加しています。（資料3）

我が国では、大学の徹底した国際化を支援する施策として、2013年度から10年間にわたり「スーパーグローバル大学創成支援事業」（以下「SGU」という。）を実施してきました。SGU採択校（37校）は、英語力の強化、事務職員の高度化や教育内容の改革を始めとした徹底した国際化に向けた体質改善を進め、我が国の留学モビリティにおいて非常に大きな割合を占めるなど、着実な成果を上げています。（資料4）2024（令和6）年度からは、「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」を開始し、13大学を採択しています。本事業では、日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修する「多文化共修科目」の開発・実施等を通して、優秀な人材の育成・獲得や、更なる大学の国際化を図っていきます。

また、大学教育のグローバル展開力の強化への支援等にも取り組んでいます。「大学の世界展開力強化事業」では、日中韓の政府・大学・質保証機関の間で連携しASEAN諸国も参加するキャンパス・アジア事業をはじめ、世界各国地域の大学と戦略的に連携し、それらとの質保証を伴う先導的な教育交流を促進しています。これまで、中韓、ASEAN諸国、中南米、トルコ、米国、EU諸国、アフリカ、インド太平洋地域等との間で、それぞれ5年間ずつ、質保証を伴った大学間連携を進めるとともに、延べ215の採択大学等において約4.6万人もの交流を実現（2011-2023年度実績）しています。また、2025（令和7）年度からは、豊富な天然資源や人口増加を背景として国際場裡において存在感を高めるグローバル・サウス諸国との大学間交流形成支援に要する経費を予算案に計上しているところです（資料5）。

さらに、これらの事業の参加大学が培ったノウハウ等を共有し、我が国全体の国際競争力を強化する場である「大学の国際化促進フォーラム」においては、オンライン国際教育のプラットフォーム事業である「Japan Virtual Campus (JV-Campus)」が展開されており、我が国の高等教育への玄関口としてだけでなく、国際通用性のある学修歴の普及における役割を期待しています。

大学の国際化に関するデータ

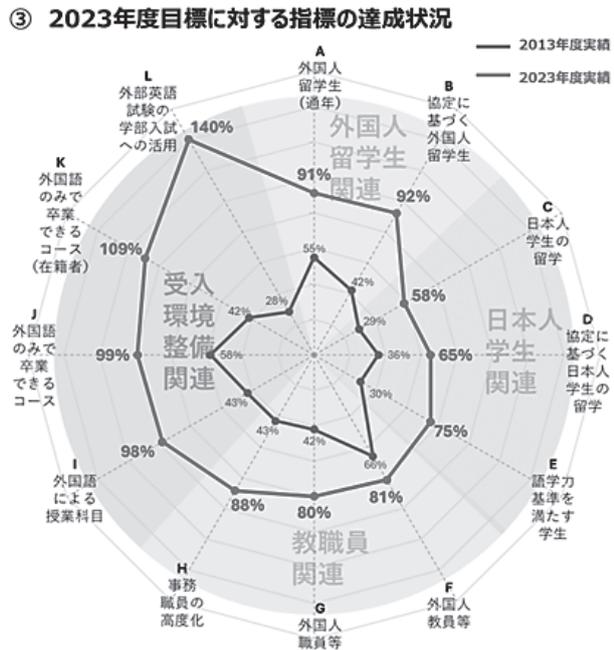
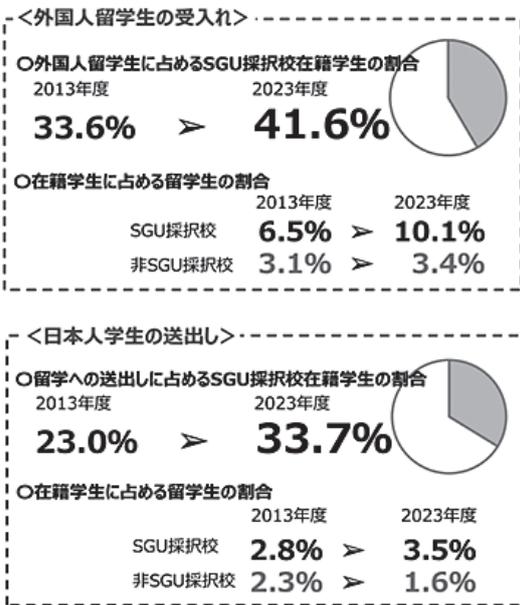


(資料3)

スーパーグローバル大学創出支援事業 (SGU) の実績

スーパーグローバル大学創出支援事業 (SGU) 採択37校が留学モビリティに占める割合は非常に大きい。

- ① SGU採択37校には、10年間の合計で約483億円を支援 (徹底した国際化に取り組む体制整備)
- ② 留学モビリティの拡大
- ③ 2023年度目標に対する指標の達成状況



出典: 日本学術振興会「スーパーグローバル大学創出支援事業フォローアップ」、文部科学省「学校基本調査」、日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」、「日本人学生留学状況調査」に基づき文部科学省で作成

(資料4)



グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成

| | |
|-------------|-------|
| 令和7年度予算額（案） | 396億円 |
| （前年度予算額） | 380億円 |
| 令和6年度補正予算額 | 9億円 |

背景・課題

- 我が国の共生共存社会の実現をリードする人材の育成に向けて、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ<J-MIRAI>」を踏まえ、グローバル人材育成に関係するステークホルダーが集う「Global×Innovation人材育成フォーラム」などを中心に、社会全体で留学機運の醸成を進め、安心して積極的に留学にチャレンジできる環境の整備等について議論。
- 日本人学生の海外留学及び優秀な外国人留学生の受入・定着からなる留学モビリティの向上、その基盤となる大学の国際化を強化するとともに、それぞれが相互に作用する好循環の創出が必要。

事業内容

| 1. 大学教育のグローバル展開力の強化 | 51億円（33億円） | 2. 大学等の留学生交流の充実 | 345億円（346億円）【9億円】 |
|--|------------|--|-------------------|
| (1) 大学の国際化のための教育プログラム構築 | 30億円（31億円） | (1) 大学等の留学生交流の支援等 | 96億円（89億円）【4億円】 |
| (1-1) 多文化共生社会の実現に資する教育プログラムの推進 | 15億円（18億円） | 奨学金等支給による経済的負担の軽減。海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援及び急激な物価高騰等に伴う奨学金準備を拡充（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）するとともに、世界トップ大学の理系博士課程への留学支援を推進する。 ● 大学等の海外留学支援制度 96億円（89億円） 〈協定派遣型〉 56億円（55億円）（学位取得型）大学院：13億円（9億円） 〈協定受入型〉 17億円（17億円） 学部：10億円（7億円）等 ● 海外留学支援制度を利用する日本人学生の留学継続緊急対策 【4億円】 ※令和6年度中の滞航を支援対象とする | |
| 日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修することを「多文化共修」と位置付け、これらの共修科目や科目群・コースなどの開発・実施・普及を通して、優秀な人材の育成・獲得や、更なる大学の国際化を図る。 ● 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 13件（地域等連携型10件/海外展開型3件：令和6年度-令和11年度） | | | |
| (1-2) 質の保証を伴った学生交流を行う教育プログラムの推進 | 15億円（13億円） | (2) 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ | 250億円（257億円）【5億円】 |
| 我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援し、我が国の高等教育の国際競争力の更なる向上を図る。 ● 大学の世界展開力強化事業 ○ 豊富な天然資源や人口増加を背景として国際場裡において存在感を高めるグローバル・サウスの国々のうち、インド、アフリカの大学との質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施を支援 3億円（新規）（令和7年度-令和11年度：12件程度） ○ EU諸国との大学間交流形成支援 1億円（1億円） ○ 米国等との大学間交流形成支援 5億円（5億円）（令和6年度-令和10年度：8件程度）（令和5年度-令和9年度：13件） ○ インド太平洋地域等との大学間交流形成支援 2億円 ○ アジア高等教育共同体（仮称）形成促進 3億円（令和4年度-令和8年度：14件程度）（3億円）（令和3年度-令和7年度：21件）（3億円） | | 戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信を強化し、優秀な外国人留学生の我が国への受入れを促進する。また、世界から優秀な学生を受け入れ、国内定着を促進するため、奨学金を戦略的に確保し、外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援する。 ● 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 5億円（5億円）（令和6年度-令和10年度：6拠点） ● 留学生就職促進プログラム 1億円（1億円）（令和5年度-令和7年度：3拠点） ● 外国人留学生奨学金制度 219億円（224億円） ・国費外国人留学生制度 177億円（182億円） ・留学生受入れ促進プログラム 32億円（32億円） ・高度外国人材育成課程履修支援制度2億円（2億円）等 ● (独)日本学生支援機構運営費交付金 ● (独)日本学生支援機構施設整備費(5億円)（留学生事業） 59億円（61億円） ※留学生受入れ促進プログラム等の金額を最大25億円（27億円） ・留学生宿舍の運営 ・日本留学試験の実施 等 | |
| (2) 大学院教育の国際化 | 20億円（2億円） | | |
| 徹底した国際拠点形成の推進や、海外大学院・国際関係機関等とのネットワーク型の教育・研究指導の実施等を通じて、大学院教育の国際性を高める取組を支援する。 ● 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業 19億円（新規） ● 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業（国際連携型） 2億円（2億円） | | | |

※（ ）内は前年度予算額、【 】内は令和6年度補正予算額
（担当：高等教育局参事官（国際担当）・高等教育企画課）

（資料5）

4. 高等教育の質保証に向けた国際的な取組

上述のとおり、人的流動性のみならず、プログラムや機関を含めた高等教育全体の流動性が高まる中、学生が他国に移動し学修する際の質をどのように担保するかということが課題となってきました。国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、個々人の学修経験が他国でも公平・公正に取扱われることが重要であるという認識の下、1970年代以降、高等教育の資格（入学資格、単位、学位等）の承認に関する規範文書の作成を開始しました。これまで、高等教育の地域性等に配慮し、6つの「地域規約」の採択及び発効が促進されました（資料6）。

日本を含むアジア太平洋地域でも、2011（平成23）年、我が国が主導して、新たな「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」案を審議・採択する国際会議を東京で開催しました。我が国が2017（平成29）年12月に締結した本規約は、通称「東京規約」として2018（平成30）年2月に発効しています（2023（令和5）年10月時点で12ヶ国が参加）。「東京規約」

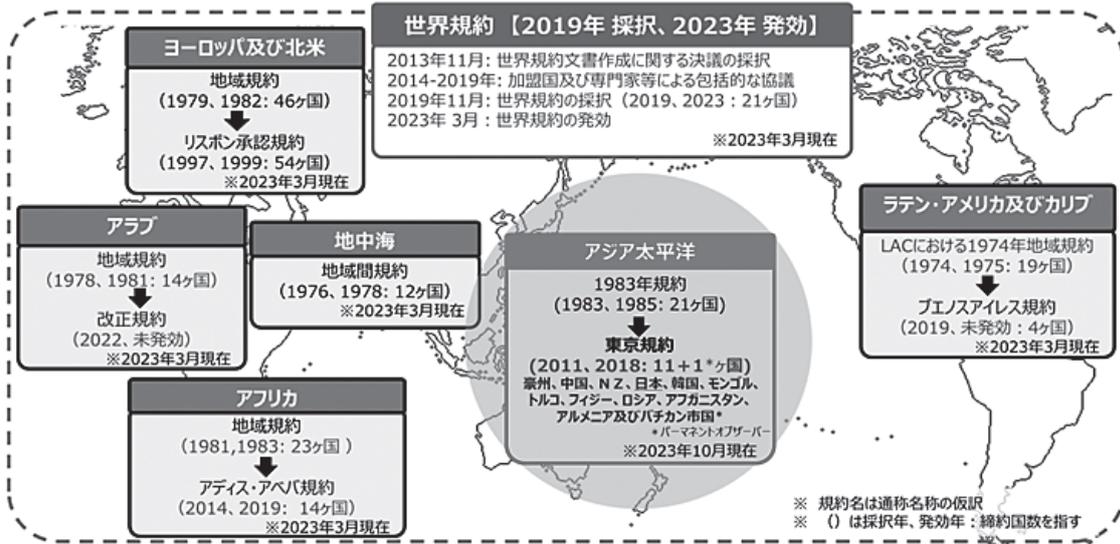
は、締結国間において高等教育の資格を相互に承認し、又は評定するための原則、基準及び権利義務関係を定めるとともに、高等教育機関等に関する情報共有等について規定するものです（資料7）。この規約により、学生や研究者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善することを目的としています。また、本規約においては、締約国はそれぞれ国内情報センター（NIC：National Information Center）を設立し、国内外の資格等の承認に必要な情報の収集・提供、情報提供に伴う問合せ対応、諸外国のNICとの連携・交流による情報の蓄積・交換を行うこととされています。我が国では、2019（令和元）年9月1日に日本公式のNICとして、(独)大学改革支援・学位授与機構に「高等教育資格承認情報センター」を開設しました。

加えて、グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発揮する目的で、2019（令和元）年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」が採択され、2023（令和5）年3月時点で、日本（2022（令和4）年9月締結）を含む21ヶ国が締結しており、2023（令和5）

年3月に発効されました。(資料8)。

ユネスコにおける高等教育の資格の承認に関する規約について

- ユネスコは、1970年代以降の高等教育における国際的な移動の高まりにより、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格（入学資格、単位、学位を含む。）の承認に関する国際文書の作成を支援。
- 高等教育の地域性等に配慮し、5つの地域及び1つの地域間において6つの「地域規約」の採択及び発効が促進された。グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」が採択された。



(資料6)

東京規約（高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約）

概要

- ◆ 前身の1983年規約は、職業資格を含む等の問題点があったため、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- ◆ 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する目的で、2011年11月にユネスコの下、東京において本規約を採択。
- ◆ 我が国は2017年12月に締結し、本規約は2018年2月に発効。
- ◆ 2021年10月14日・15日に第3回東京規約締約国会議をオンラインにて日本主催で開催。

締約国(R5.10月現在)

- 11+1ヶ国
 (豪州、中国、NZ、日本、韓国、モンゴル、トルコ、フィジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニア、バチカン市国)

東京規約における高等教育機関の範囲

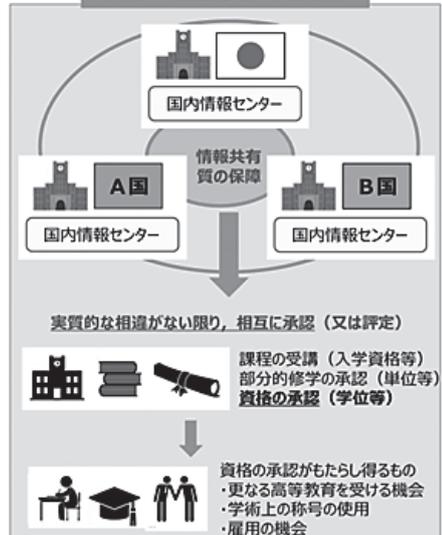
- 大学 (含 専門職大学)
- 大学院 (含 専門職大学院)
- 短期大学 (含 専門職短期大学)
- 高等専門学校
- 専門学校 (農業大学校を除く)
- 省庁大学校※

※ 国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校

主な内容

- 締約国は、資格の評定・承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。(第3章)
- 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格(含：オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
 - ①高等教育課程を受講するための要件(入学資格等) (第4章)
 - ②部分的な修学(単位等) (第5章)
 - ③高等教育の資格(学位等) (第6章)
- 各国は国内情報センターを設立し、情報を交換する。(第8章)

資格の相互承認の仕組み

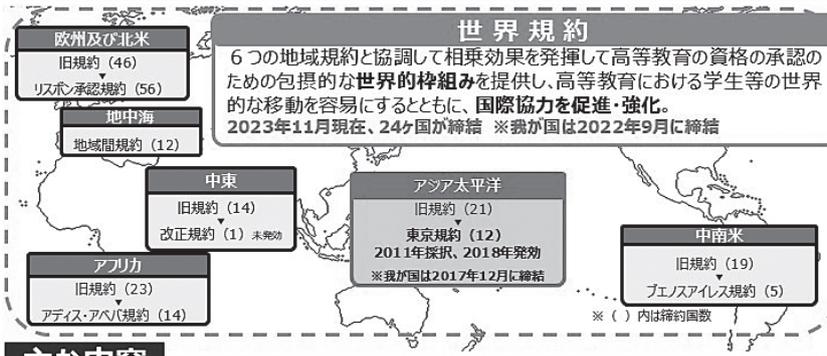


(資料7)

ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、**6つの「地域規約」**を採択(いずれも発効済)。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して**相乗効果**を発揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「**高等教育の資格の承認に関する世界規約**」を採択し、2023年3月に発効。



主な内容

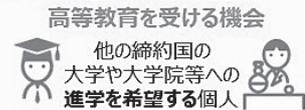
- 締結国における資格の承認は、**透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なもの**であるべきである。(第3条)
- 締結国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締結国が付与した**入学資格や学位等の資格**(オンライン学習等を通じて取得された資格を含む)を承認し、又は評定する。また、単位などの**部分的な修学及び従前の学習**を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
- 各締結国は、公式の「国内情報センター(注)」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)
(注) 日本国内においては、(独) 大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当

締約国 (2023年11月現在)

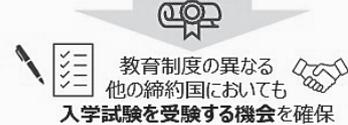
| 地域 | 締約国 |
|--------|--|
| 西欧及び北米 | ルウェー、フランス、英国、スウェーデン、アイスランド、アンドラ、フィンランド |
| 東欧 | エストニア、ルーマニア、クロアチア、リトアニア、アルメニア、スロバキア |
| 中南米 | ニカラガ、キューバ、ウルグアイ |
| アジア太平洋 | 日本、オーストラリア |
| アフリカ | コートジボワール、カーボベルデ |
| アラブ | チェチア、イエメン |
| その他 | パチカン、パレスチナ(※我が国は、国家として承認していない) |

締結の意義

【個人(学生等)のメリット】



資格の承認



【我が国のメリット】

- 世界の各地域から我が国への**外国人留学生の受入れに寄与**。
- 世界の各地域への**日本人学生の海外留学の送り出しに寄与**。
- 高等教育の国際化に対する**我が国の積極的な姿勢**を内外に示すことができる。

(資料8)

このように、世界では質保証を伴う教育交流に向けて、様々な学修歴や資格の認証に関する制度的枠組みが模索され、また ASEAN+3 等の地域的な枠組みにおいても政府間の政策対話が継続されています。我が国としても、世界各国と調和を図りつつ、ルールメイクの段階から積極的に関与し各国との議論をリードしています。

また、留学モビリティ拡大と同時に学修歴の真正性の担保が課題となっており、世界各国で学修歴証明のデジタル化が進んでいます。政府では、2024(令和6)年4月の日EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合において、デジタルアイデンティティに関する協力覚書を締結し、日EU間の学生交流におけるユースケースを追及することが明記されました。今後は、この協力覚書で確認されたEUとのデジタル学修歴証明に関する相互協力を推進し、我が国における学修歴の国際通用性の向上に取り組んでまいります。

5. 大学における安全保障貿易管理

我が国の成長とイノベーションの創出のためには、諸外国との交流や共同研究を通じ、大学の研究力を強化し先端的な重要技術を継続的に育てていくことは極めて重要です。その一方で、冒頭述べたとおり、大学の教育研究活動の国際化の進展や科学技術の高度化、デジタル化・ネットワーク化の急速な拡大等に伴い、大学からの機微技術の流出への懸念の高まりなど様々な課題が表面化してきています。具体的には、外国人教員や留学生、研究者等への情報・技術の提供に係る対応の不備、外国出張・国際会議における公知性の判断の誤り、研究情報等へのアクセス管理不足による窃盗や不正アクセス、共同研究相手・機関の研究員の雇用契約の確認不足等学内手続の不備、教授自らが作成した作品や装置に内蔵されている部品などの貨物の輸出の該非判定の失念などにより、軍事転用可能な高度な技術が大量破壊兵器等を開発している国に流出する恐れがあることなどが挙げられます。そこで、我が国の大学が持つ機微技術が国外に流出することがないように守って

いくことが重要です。そのためには、すべての大学において、安全保障貿易管理に対する理解と実効的な体制整備を欠かせないものと認識していただき、これまで以上に意識を高く持って取り組んでいく必要があると考えています。

そのため、文部科学省では、大学及び研究機関等に対して、組織的な安全保障貿易管理体制の構築を要請する通知等を発出し、大学等における外国為替及び外国貿易法（外為法）の遵守を促進してきました。また、経済産業省と連携し、大学・研究機関が実施すべき事項をまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」について周知を行うとともに、本ガイダンスや各大学の取組の横展開等のための説明会を毎年度複数回開催し、大学における機微技術の管理を促してきました（資料9）。

しかしながら、昨年度、経済産業省と文部科学省が合同で各大学における取組状況を調査した「大学における安全保障貿易管理に関する調査」の結果に

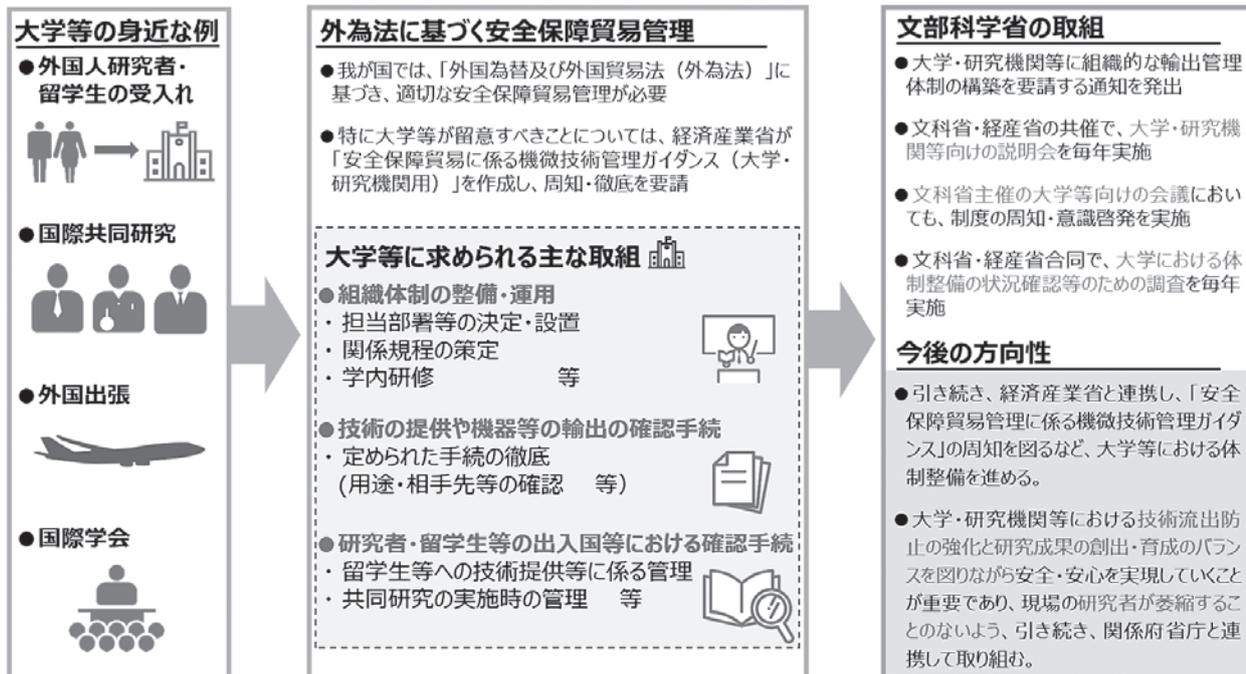
よれば、2023（令和5）年4月時点で輸出管理担当部署を設置済の大学は、国立大学は100%ではあるものの、医・歯・薬・理・工・農・情報・獣医学部等を持つ公立・私立大学ではそれぞれ95.2%、77.8%となっています。また、関係規程を策定済の大学についても、国立大学は100%ではあるものの、公立・私立大学ではそれぞれ92.9%、69.6%となっており、未だ体制整備が為されていない大学があることが明らかとなっています。（資料10）。

輸出管理担当部署設置や関係規定策定の他にも、推奨（一部必須）項目ではあるものの、外国人留学生等の受入れ時における技術提供の確認手続きや入口・出口管理についても機微技術流出防止のために大変有効であることから、すでに体制整備を行っている大学も含め、全ての大学において、取組の実効性を一層高めるため、教職員や学生等に対して研修等による周知などに精力的に取り組んでいただきたいと思います（資料11）。

大学等における外為法に基づく安全保障貿易管理について

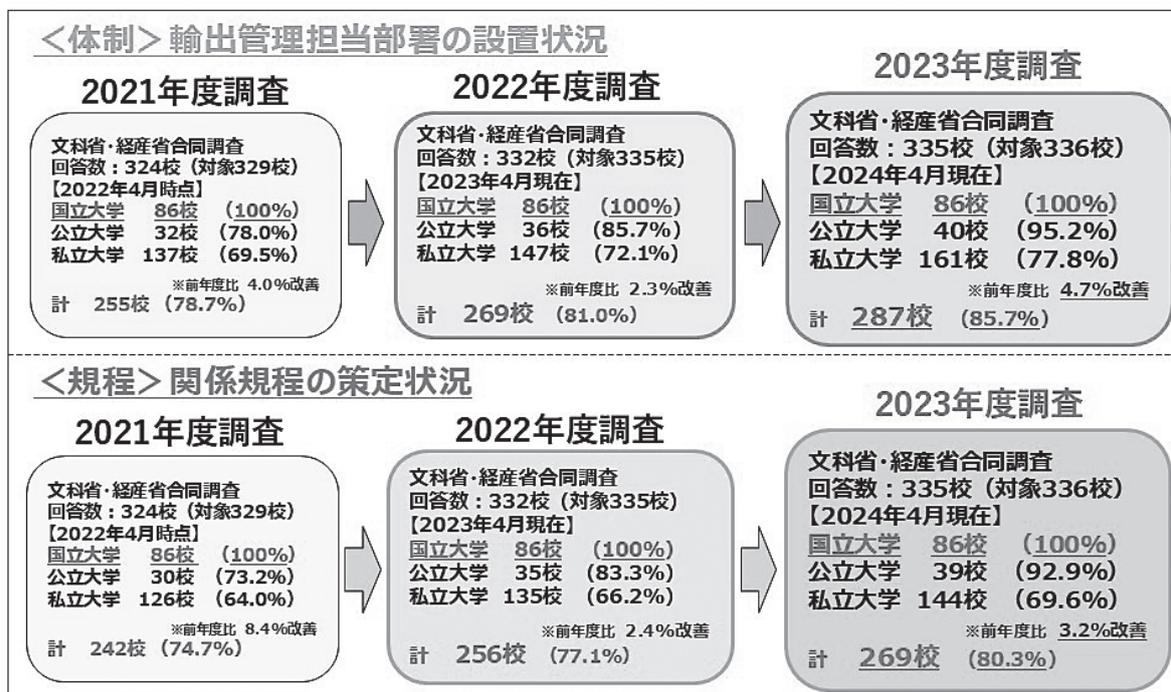
大量破壊兵器の開発や、通常兵器の過剰な蓄積をしている国等に高度な技術や貨物が渡ることによる国際的な脅威を未然に防ぐことが不可欠

⇒経済産業省等が所管する外為法に基づき、輸出や技術提供を行う全ての事業者は、適切な安全保障貿易管理を行うことが求められており、大学や研究機関等においても対応が必要



（資料9）

大学における体制整備・規程策定状況【暫定値】



【調査実施対象】

- 2021年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医学部等を持つ公私立大学の329校
- 2022年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医学部等を持つ公私立大学の335校
- 2023年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医学部等を持つ公私立大学の336校

(資料 10)

大学における体制整備・規程策定状況等 (2023年度調査結果詳細版【暫定値】)

※回答数は、国立大学86校、公立大学42校、私立大学207校の計335校。

| 項目 | 国立 | 公立 | 私立 | 計 |
|--|-------------|------------|-------------|-------------|
| ①該非確認責任者を定めている大学数【※1】 | 86 (100.0%) | 40 (95.2%) | 153 (73.9%) | 279 (83.3%) |
| ②安全保障貿易管理担当部署を設置している大学数【※2】 | 86 (100.0%) | 40 (95.2%) | 161 (77.8%) | 287 (85.7%) |
| ※②のうち、専任部署を設置している大学数 | 11 (12.8%) | 1 (2.5%) | 4 (2.5%) | 16 (5.6%) |
| ③安全保障貿易管理内部規程を策定している大学数【※3】 | 86 (100.0%) | 39 (92.9%) | 144 (69.6%) | 269 (80.3%) |
| (内部規定はないが、輸出・技術提供がリスト規制、キャッチオール規制の確認手続きを定めている大学数を含む) | 86 (100.0%) | 40 (95.2%) | 152 (73.4%) | 278 (83.0%) |
| ④外国人留学生等の受入れ時におけるリスト規制・キャッチオール規制の確認手続きを規程している大学数【※4】 | 86 (100.0%) | 38 (90.5%) | 135 (65.2%) | 259 (77.3%) |
| ⑤取引相手先を確認している大学数 (入口管理) 【※5】 | 86 (100.0%) | 40 (95.2%) | 151 (72.9%) | 277 (82.7%) |
| ⑥帰国時の注意喚起を実施している大学数 (出口管理) 【※6】 | 69 (80.2%) | 35 (83.3%) | 105 (50.7%) | 209 (62.4%) |
| ⑦リスト規制該当技術を持っていると回答した大学数 | 56 (65.1%) | 19 (45.2%) | 64 (30.9%) | 139 (41.5%) |

- ※1 貨物の輸出や技術の提供 (入国後6ヶ月未満の留学生への教授等) を業とする大学は、該非確認責任者の選任が必須。
- ※2 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、輸出管理体制 (業務分担・責任関係等) を定めることが必須。
- ※3 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、統括責任者の選任や、輸出管理体制や用途確認等の手続きを定めることが必須。
- ※4 技術提供全般において、確認手続きを規定することを推奨 (リスト規制該当技術を外国に提供等する場合には、当該確認手続きの規定は必須。)
- ※5 取引全般において、取引相手先の確認を推奨 (リスト規制該当技術等を外国に提供等する場合には、当該確認は必須。)
- ※6 出口管理において、安全保障貿易管理に係る注意喚起を実施することを推奨。

(資料 11)

担当部署未設置の大学や関係規定未策定の大学の中には、安全保障貿易管理の規制対象となる貨物等の輸出は行っていないと判断している大学もあると考えられます。しかしながら、外為法や関連法令では、貨物の輸出や技術の提供を業とするすべての者は、その貨物や技術が規制対象になるかどうかの該非確認を行う責任者を定めることが法令上の義務と

なっており、留学生の受入れや所属研究者の海外での研究活動等、何らかの形で国際的な活動を行う大学では、外為法や関連法令の遵守の観点からの点検が必要となります。以下に必要な体制整備のため、大学に具体的に取り組んでいただきたいことをお示しします（資料 12）。

まず大学に取り組んでいただきたいこと

【背景】大学等の教育研究活動のグローバル化の進展、科学技術の高度化等に伴い、大学等からの機微技術の流出が問題となるケースが多様化



【対応】安全保障貿易管理に対する理解と効果的な学内の体制整備の構築が重要

「大学及び研究機関等における安全保障貿易管理の徹底について（依頼）」（令和 4 年 3 月 8 日）

★経営層の正しい認識が重要

1. 必要な体制の整備

- 留学生の受入れや所属教員の海外での研究活動等国際的な活動が行われている大学等では体制整備が必要（例）既存の事務の流れにチェック機能を組み込む

2. 意識啓発

- 教職員研修機会の活用
- サポート資料の活用

3. 必要に応じた関係機関（大学同士も）との連携

（例）近隣大学のネットワークで対応

（資料 12）

一点目は、責任者・部署を定めること及び内部規程を整備することです。その上で、留学生を始めとした学生の受入れ（＝技術の提供可能性）や海外での研究活動（＝技術の提供・貨物の輸出可能性）に際し発生する確認手続等を行うための体制整備が必要となります。実際に安全保障貿易管理を適切に行うために必要とされる体制は、各大学の規模や教育・研究及び国際交流活動の状況に応じて異なると考えられます。懸念される技術や貨物の流出が起り得る活動としては、教職員の外国出張、国際共同研究の実施、留学生の受入れ等がありますが、こうした国際的な活動は多くの大学で日常的に行われており、その際には、それぞれ出張手続き、外部資金受入れ手続き、留学生受入れ手続きなど、各大学で所

定の手続きが行われているものと思います。必ずしも新たな組織や仕組を設けるのではなく、こうした既存の事務の流れにチェック機能を組み込むことにより、現場に負担のない形で各大学の規模や実情等に合わせたチェック体制の整備の工夫をしていただくようお願いいたします。また、先述の「安全保障貿易管理に係る機微技術ガイダンス」は 2022（令和 4）年に改訂されているところですが、改訂のポイントとして、みなし輸出の明確化に対応しています。雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への技術提供については、みなし輸出の管理対象であることが明確化されており、例えば外国政府から留学資金を受けている学生

が対象となります。

二点目は、意識啓発です。外為法に沿って適切な行動をとるためには、何よりも、教職員一人一人が安全保障貿易管理を認識するとともに、その重要性を理解することが不可欠となります。新規採用教職員向け研修・予算執行者向け研修等、様々な学内研修の場等を活用し、日常的に安全保障貿易管理について周知することによって、結果として負担軽減につながりますので、工夫しながら意識啓発の強化を図っていただくようお願いします。そして、学内の体制整備を適切に進めるためには、まずは大学の経営層が理解を深めることが重要です。文部科学省としても、経済産業省等と連携し、様々な機会を利用して経営層をはじめ大学の皆さまへの意識啓発等に引き続き取り組んでいます。具体的には、経済産業省において、大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用を支援するためのアドバイザー派遣事業を行い、大学の個別の相談にも対応しています。その他、同省の安全保障貿易管理ウェブサイトには、関連する情報が掲載されています。また、大学等で実践していく上で参考となる資料として、一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）のホームページに、大学における安全保障貿易管理の情報がまとめられています。さらに、2019（令和元）年10月に内閣府が「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適切なアプローチに基づく連携の促進—（中間とりまとめ）」を発表しており、グローバルな競争を勝ち抜く上で避けて通れない外国企業との関わりにおいて必要となる、外為法や不正競争防止法の遵守・営業秘密の保持やリスクマネジメントについてまとめています。このように、大学の皆様が安全保障貿易管理に取り組むに当たって、様々なサポートを受けることや各種関連情報を入手することが可能ですので、ぜひ積極的にご活用いただきたいと思います。

三点目として、関係機関との連携です。各地域や国公私別のセクター別に、既に様々な大学間ネットワークが構築されていますが、その中で、既に安全保障貿易管理体制を整備している大学から助言を受けることや、今後体制を整備しようとする大学同士で相談することを目的にネットワークが形成されている事例もあり、こうした大学間ネットワークの活動に参加することが有益です。また、総合大学・理

工系大学・医科系大学といった、教育研究分野に近い大学同士であれば、より実践的にグッドプラクティスや課題の共有が図られ、各大学に適した体制整備に生かすことが期待できます。体制の構築・運用を進めている大学におかれては、ぜひその知見を他大学にも共有していただき、また、これから取組を本格化させようとしている大学におかれては、他大学の取組を参考に積極的に検討を進めていただければと思います。

安全保障貿易管理は、大学の国際交流の活動を制限するものではなく、むしろ大学に対する社会の信用を保ち自由で安全な教育研究活動を行うために不可欠な取組です。仮に、外為法違反に問われるような事態が発生した場合には、違反行為をした関係者のみならず、所属する大学も罰則の対象となり得るなど、大学組織にとっても大きなダメージを受けることとなります。具体的には、懲罰（10年以下）や罰金（個人3,000万円以下、法人10億円以下）、行政制裁（3年以内の貨物輸出・技術提供の禁止）など、国際的な脅威に晒される上、国内外における信頼の失墜に繋がります。これらリスクを適切に回避するためにも、自由な教育・研究環境を保証し、安心して教育研究活動を行うためにも、各大学において、実情に応じた体制整備が重要となりますので、大学の経営層をはじめ、教職員全体で安全保障貿易管理に関する理解を深め、より積極的、主体的な対応をいただくよう、心よりお願い申し上げます。

6. 研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保について

科学の発展やイノベーションの創出には、国際的に連携した、自由な発想に基づく研究が必要不可欠です。そして、国際連携のためには、その基盤として、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性といった共通の価値観に基づく、開かれた研究環境が国際的に確保されていることが必要です。一方で、近年、開かれた研究環境が不当に利用され、海外で研究成果が不正流用されることや海外へ技術が流出することへの懸念が高まっており、ひいては国の安全保障及び経済安全保障に影響を及ぼすリスクが国際的に強く認識されてきています。

このような中、特に、軍事転用される可能性のあ

る機微技術の流出防止に向けては、ここまで述べてきた通り、外為法に基づく安全保障貿易管理を適切に実施することが必要です。加えて、安全保障貿易管理の枠組みに収まらない、経済安全保障上の重要技術の流出の懸念が高まっており、国際的な共通の価値観に基づく開かれた研究環境を確保し、国際連携を進めるために、研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保の取組がこれまで以上に重要になってきています。

研究インテグリティの確保に関しては、2021（令和3）年4月に政府において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」がとりまとめられており、その中で、研究者自身における適切な情報開示による研究活動の透明性の確保や、当該情報を活用した大学等所属機関におけるリスクマネジメント等の取組が求められています。本方針に基づき、大学においても関連規定の整備や適切なマネジメントを行うことができる体制の整備等の取組が進められてきたところです。政府としては、研究インテグリティの確保の取組が、引き続き関係者の負担に配慮した上で適切に実施されるよう、リスクとして想定される事例の共有や研修教材の整備等の必

要な支援を継続的に行っていきます。

研究セキュリティの確保に関しては、諸外国において用語の定義や捉え方は異なるものの、総じて外国からの不当な影響への対応として、公平性や相互主義／互惠性等の確保の観点から、取組の検討が進んでいるところです。我が国においても、国際共同研究等の実施にあたり、諸外国と同等の取組が求められることが想定されます。また、国内での研究においても、経済安全保障上の特に重要な分野な分野をはじめ、特定の研究開発については、先端科学技術に関する情報や技術の流出防止等の取組が必要になってきています。

このような状況の中、我が国においては、政府全体として、研究セキュリティ確保の在り方に関する検討を進めています。文部科学省では、令和6年12月18日に「大学等における研究セキュリティの確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」を取りまとめ、研究セキュリティ確保に係る基本的考え方と、当面実行に移すべき内容を整理しました（資料13-1、13-2）。今後、研究コミュニティと丁寧な調整を図りながら、研究現場の実情を踏まえ、実効的かつ現実的な研究セキュリティ確保の取組を進めていきます。

大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性（概要）

令和6年12月18日 文部科学省 科学技術・学術政策局

1. 背景・目的

- OG7やOECDにおいて、**国際連携の基盤としての研究セキュリティの重要性の高まり**。国内では**経済安全保障上の重要技術の技術流出防止の重要性**が指摘されている
- 大学等における研究に関して、文部科学省関係施策において取り組む研究セキュリティ確保に向けた方策について、諸外国の取組も参考に、**基本的考え方と当面実行に移すべき内容**を取りまとめ、**今後も継続的に検討**

2. 基本的考え方

- 我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性といった**共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進**するために、**研究セキュリティ確保が必要**
- 研究セキュリティ確保の取組は、ゼロリスクを目指したり、幅広い研究に制限を設けることはせず、研究や国際連携を健全に前に進めることを目的に、その際に生じ得る**リスクを適切な範囲で「軽減」**するために行うことを原則とする
- 人種や国籍等による差別はあってはならない**

（資料13-1）

3. 研究セキュリティ確保に関する取組方針

(1) 大学等に研究資金を提供する際に新たに講じる研究セキュリティ確保の取組

- 支援を行う以下の研究開発プログラム毎に、それぞれの性質・内容に応じて必要なリスクマネジメントを図る
 - ・共通の価値観を有する国との国際共同研究において、相手国と同等の対応を求められる研究開発プログラム
 - ・経済安全保障上、重要な分野であって、特に研究セキュリティ確保が必要な研究開発プログラム
- まずは、一部の研究開発プログラム・分野から試行的な取組を開始。段階的に改善・他分野等への展開を図る
- 研究開発課題毎にリスクを評価し、対象を絞り込み・特定した上で、具体的なリスク軽減の方策を導入
- これらの取組に必要な経費は研究開発プログラムにおいて手当可能としていく

※内閣府科学技術イノベーション推進事務局・内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付・内閣官房国家安全保障局が今後取りまとめる実効的なリスクマネジメントのための政府全体の手順書も踏まえ、具体的方策の検討を深める

(2) 大学等における研究セキュリティ確保を支える取組

- 大学全体としての能力を向上させていくため、大学間が連携する場（プラットフォーム）を支援
- 大学等がアドバイスを受けるための相談窓口を文部科学省に設置。文部科学省は政府内関係機関との連携体制を構築
- 研究者等の意識を高めるための研修教材・プログラムを整備・展開

（資料 13-2）

7. 結びに

世界には気候変動や貧困、紛争やパンデミックの発生など、一国では解決できない様々な問題が山積しています。また、国内に目を向けると、予測困難な時代、人生100年時代において、少子高齢化による生産年齢人口の減少などの課題を多く抱えています。こうした課題に対処するには、グローバルな視点で世界と協働、共創することができるグローバル人材を育成していくことが不可欠です。

加えて、これからの大学キャンパスは、学生の年齢、国籍等が多様であることを当たり前のこととして、世界各国の優秀な人材が集まり、交流し、新たな価値を創造する場として社会に貢献することが期待されます。学術に国境はなく、大学は元来多様な者を受け入れる寛容性を備えています。各大学におかれては、安全保障貿易管理を徹底していただいた上で、教育・研究力向上のために国際化を進めていただき、社会からの大学に対する期待に引き続き応えていただくことを心より期待申し上げます。